

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○ 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第六十三条 削除	<p>第六十三条 法務大臣は、法第七条第一項の規定による上陸のための審査に関し、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号。以下「基準省令」という。）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定により告示をもつて外国人に対する日本語教育を行う教育機関（以下「日本語教育機関」という。）を定める場合には、日本語教育機関の設備及び編制についての審査及び証明（以下「審査・証明」という。）を行うことができる法人による証明を参考とすることができる。</p> <p>2  前項の法人は次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一  営利を目的とする法人でないこと。</li><li>二  審査・証明事業を適確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎を有すること。</li><li>三  当該日本語教育機関による日本語教育の実施について利害関係を有しないこと。</li><li>四  過去三年間に外国人に対する日本語教育を事業として行い又は留学の在留資格をもつて在留する外国人の受入れを行ったことがないこと。</li></ul>

- 五| 審査・証明事業以外の業務を行つているときは、その業務を行うことによつて審査・証明事業の運営が不公正になるおそれがないこと。
- 六| 役員の構成が審査・証明事業の公正な運営に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 七| 審査・証明を行うための五人以上の委員により構成される委員会を有すること及び当該委員の半数以上が日本語教育機関の設備及び編制について専門的知識又は識見を有する者であること。
- 八| 当該委員が当該日本語教育機関による日本語教育の実施について利害関係を有しないこと及び外国人に対する日本語教育を事業として行つてゐる団体に所属してゐないこと。
- 九| 当該委員会の事務に従事する常勤の職員がいること。
- 十| 公平かつ適正な審査・証明を行うことができる手段及び審査の基準を定めてゐること。